

## 第77回国民体育大会日光市競技会食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会医事・衛生基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

第77回国民体育大会日光市実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会と連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、競技会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

#### (2) 宿泊施設及び食品取扱施設等に対する監視・指導

関係機関、関係団体等と連携し、宿泊施設及び弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場等の食品取扱施設等に対して、重点的に監視・指導を行う。

#### (3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

#### (4) 食中毒発生時の対応

競技会参加者等に食中毒患者が発生したときは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。